3　各市町村に対して介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金として交付すべき額の合計額が介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の総額に満たないときは、その満たない額は、介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金として交付するものとした。（第一条の三第六項関係）

二　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二八年度及び平成二九年度における介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の算定に係る経過措置を定めることとした。（第二五条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三七号）（厚生労働省）

一　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

標準報酬月額に関する経過措置に関する規定を削ることとした。（第一条関係）

二　経過措置

1　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一一四号。以下「持続可能性向上法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二九年法律第一一五号）附則第一一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者であって、次の㈠から㈢までの要件に該当する厚生年金保険の被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）であるものについて、在職支給停止の計算を行う場合に、障害者・長期加入者の老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額（加給年金額が加算されているときは、同号に規定する額に加給年金額を加えた額）に相当する部分の支給を停止しないこととした。（第二条、第八条及び第一三条関係）

㈠　第二号施行日前から引き続き同一の事業所（持続可能性向上法第七条の規定による改正前の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第一七条第一項に規定する特定適用事業所に該当したことがある事業所を除く。）に使用される者であること。

㈡　次の(1)又は(2)に掲げる者であること。

(1)　持続可能性向上法第七条の規定による年金機能強化法附則第一七条第一項の規定の改正により第二号施行日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者

(2)　持続可能性向上法第七条の規定による改正後の年金機能強化法附則第一七条第五項の申出が受理されたことにより当該申出が受理された日（第二号施行日から起算して一年を経過した日の属する月の末日までに限る。以下「受理日」という。）において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（第二号施行日から受理日の前日までの間に厚生年金保険の被保険者であった期間を有する者を除く。）

㈢　第二号施行日又は受理日以後引き続き第二号施行日又は受理日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

2　第二号施行日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第一三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、継続短時間労働被保険者であるものについては、同法附則第一三条の五第六項の規定は、適用しないこととした。（第五条関係）

3　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第六三号）附則第三条第一一号に規定する存続厚生年金基金が支給する同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一三〇条第一項に規定する老齢年金給付及び厚生年金保険法附則第七条の七第一項に規定する解散基金に係る老齢年金給付については、老齢厚生年金について1及び2の適用がないものとした場合の在職支給停止の計算を行うこととした。（第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条～第一二条関係）

4　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号。以下「平成二四年一元化法」という。）附則第三七条第一項に規定する平成二四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）又は平成二四年一元化法附則第六一条第一項に規定する平成二四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）による年金である給付の受給権者であって、継続短時間労働被保険者であるものについて、1及び2に準じた在職支給停止の計算を行うこととした。（第一四条～第一九条関係）

5　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二八年政令第三二三号。以下「旧令」という。）第一条第一項の規定により改定された標準報酬月額及び標準報酬月額に相当する額については、同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有することとした。（附則第二項関係）

6　この政令の施行前に旧令第二条第一項の規定により改定された標準報酬月額については、同条第二項の規定は、なおその効力を有することとした。（附則第三項関係）

三　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。